



● 請願処理結果一覧表

請願番号	件名	付託委員会	議決結果	自民	公明	共産	民主	市民
請願第3号	八潮駅南口のパチンコ店の建築を阻止する議会の決議を求める請願書	建 水	不採択	×	×	○	○2 ×1	○

※総文…総務文教、建水…建設水道、福環…福祉環境の略

● 市長提出議案処理結果一覧表

議案番号	件名	付託委員会	議決結果	自民	公明	共産	民主	市民
議案第22号	八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例について	建 水	原案可決	○	○	○	○	○
議案第31号	工事請負契約の締結について	付託省略	〃	○	○	○	○	○
議案第32号	工事請負契約の締結について	〃	〃	○	○	○	○	○
議案第33号	専決処分の承認を求めることについて {平成23年度八潮市一般会計補正予算 (第1号)}	総文・福環	〃	○	○	○	○	○
議案第34号	専決処分の承認を求めることについて {平成23年度八潮市一般会計補正予算 (第2号)}	福 環	〃	○	○	○	○	○
議案第35号	専決処分の承認を求めることについて (八潮市中小企業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例)	〃	〃	○	○	○	○	○
議案第36号	平成23年度八潮市一般会計補正予算 (第3号)	総 文	〃	○	○	○	○	○
議案第37号	八潮市税条例の一部を改正する条例について	〃	〃	○	○	○	○	○
議案第38号	物品購入契約の締結について	建 水	〃	○	○	○	○	○

● 議員提出議案処理結果一覧表

議案番号	件名	付託委員会	議決結果	自民	公明	共産	民主	市民
議第2号議案	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	付託省略	原案可決	○	○	○	○	○
議第3号議案	子ども「年20ミリシーベルト」基準の引き下げを求める意見書	〃	〃	×	○	○	○	○

※自民…自民クラブ、公明…公明党、共産…日本共産党、民主…民主・市民クラブ、市民…市民と市政をつなぐ会。○は賛成、×は反対。

■

議会 Q&A

今回は「議会Q&A」と題して、市民の皆さんの議会に対する質問にお答えします。なお、内容については要約してあります。

議員とは。議会の構成員のことをいいます。議員は住民の公選によらなければならないとされ、住民を代表する地位にあります。

議会の役割は。

市議会とは、市民が選んだ代表者である市議会議員で構成されています。市民の意思を市政に反映させるため、市に関する問題を調査し、審議してどう処理すべきかを決めています。このため、市議会は「議事機関」と呼ばれています。

一方、市長は議会の決定に基づいて、実際の市政を進めていきます。このため、市長は「執行機関」と呼ばれています。

市議会と市長は、お互いに独立した立場から協力しあって市民生活の向上につとめています。

議員の任期と人数は。

市議会議員は4年ごとの選挙によって市民の中から選ばれます。市内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある人なら、だれでも立候補できます。

選挙で当選して議員になると、4年間が議員としての活動期間となります。

議員の定数の範囲は、市の条

例で定めるとなっています。

八潮市議会の場合、現在の定数は22人となっています。

議長と副議長の役割は。

議長と副議長は議員の中から選挙によって選ばれます。議長は市議会の代表者です。会議の時には議事を進めること、議場の秩序を保つことなど、様々な権限が与えられています。

また、市議会の代表として会議に出席したり、他の機関と協議をしたりと、重要な役目があります。

副議長は議長が欠けたとき、公務などで不在の時に代わりをつとめます。

議会とはどのように開かれるのですか。

議会の開催は市長が招集することになっています。招集は市では開会の日前7日までに告示することになっています。

議会は1年に何回開かれるのですか。

議会には「定例会」と「臨時会」があります。定例会は定期的に招集される議会のことをいいます。

八潮市議会の定例会は条例で

年4回と定められており、3月、6月、9月、12月に開かれます。臨時会は急を要する案件がある場合など、必要に応じて招集されます。

議案とは。

前項で議会は議事機関との説明をしましたが、地方自治法第96条（議決事件）において、議決すべき事件（案件）が列挙されています。この中に、条例を設け又は改廃すること・予算を定めること・決算を認定すること等、十数項目あります。

長はこれらを議会に議案として提出することが地方自治法第149条（担任事務）で、「普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること」と規定されています。要は、議会が議決すべき事件を、議案といいます。

一般質問とは。

議案とは関係なく市の行政全般にわたり、市長に対して口頭で説明や報告を求め又は考え方を聞くことです。法律には別に定めていませんが、先程の議会の役割のところでもふれましたように議会の監視権に基づき会議規則に手続きを規定しています。

質問の範囲は市の一般事務について自由に行えますが、本会議での発言は本会議を離れても責任を問われますので、議員は質問することについて調査等を行った上で一般質問に臨みます。